

保護者の皆様へ

瑞穂市教育委員会教育長 服部 照
瑞穂市立中小学校長 上水流 弘美

南海トラフ地震等、地震に対する学校の対応について

南海トラフ全体で大規模地震の切迫性が高まってきていることから、平成25年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、総合的な地震対策が進められているところです。瑞穂市においても南海トラフにひずみが生じ、東海地震・東南海地震・南海地震の3つの地震が発生した場合には、震度5以上のゆれが想定されるため、十分な対応が必要です。

そこで、南海トラフ地震等の大地震に対して、下記のように対応しますのでご理解を賜りますよう、よろしくお願いします。

なお、ご家庭においても折にふれ、それぞれの対応について話し合っておいてください。

(1) 授業日

	注意情報、予知情報時（警戒宣言発表）	地震発生時（震度5弱以上の地震）
児童生徒の対応	登校前 ○自宅又は安全を確保できる場所で待機する。	○自宅又は安全を確保できる場所で待機する。
	登校時 ○登校中は登校する。 ※早い段階で「注意情報」及び「予知情報」が入った場合は自宅で待機 ※集合場所で「注意情報」及び「予知情報」が入った場合は、帰宅 ○登校後は運動場へ一時避難する。 ○その後は在校時に準ずる。	○登校中は 自宅又は学校、安全を確保できる場所のうち近い所 に行く。（地震情報は、市防災無線により広報） ○運動場へ一時避難する。 ○校区の被害状況を見届け、安全を確認の上、 保護者が迎えに来て下校 させる。 ○下校が困難と判断される場合は、体育館等安全な場所で待機する。
	在校時 ○運動場へ荷物を持って避難する。 ○通学団別に分かれて避難する。 ○ 保護者が迎えに来て担当者との確認の上で下校 する。 ○保護者と連絡が取れない児童は、そのまま待機する。	○運動場へ一時避難する ○帰宅は、校区の被害状況を見届け、安全を確認の上、 保護者が迎えに来て下校 させる。（地震情報は、市防災無線により広報） ○下校が困難と判断される場合は、体育館等安全な場所で待機する。
	下校時 ○そのまま帰宅する。 ○放課後時の在校児童は、校内放送により運動場に集合し、 保護者が迎えに来るまで学校で待機 する。 ○保護者と確認後、通学団ごとに下校する。	○危険な場所を避け、運動場に一時避難をする。 ○下校途中の時は 自宅又は学校の近い方 に行く。 ○放課後時の在校生は、運動場に一時避難する。 ○帰宅は、校区の被害状況を見届け安全を確認の上、 保護者が迎えに来て下校 させる。

※担任又は地区担当の職員の確認をせず、無断で子どもを連れて帰らないようにお願いします。

※安全を確保できる場所…安全な親類・知人宅、指定避難所など

(2) 下校後及び休業日

	注意情報時及び予知情報時（警戒宣言発表）	地震発生時（震度5弱以上の地震）
対応	授業日 ○学校から連絡があるまで自宅又は安全を確保できる場所で待機	
	休業日 ○学校から連絡があるまで自宅又は安全を確保できる場所で待機	

(3) 連絡方法

気象庁から出される「注意情報」後や「予知情報（警戒宣言発表）」の際、各ご家庭への連絡は、「すぐーる」を通じて行わせていただきます。なお、発表時に電話が殺到すると敏速な対応に影響がありますので、電話による問い合わせはご遠慮ください。また、携帯電話は、規制がかかる可能性があります。

(4) 地震災害後の連絡について

緊急メールで行う予定ですが、災害規模によっては、災害用伝言ダイヤル“171”（災害時発生のみ）からも、学校からの連絡事項が聞けるようにします。

◆かけ方 ①電話からかける。 ②171-2-058-328-2039

(5) 本案内は、家族がすぐ目にとまるところに保管してください。

保護者の皆様へ

瑞穂市教育委員会教育長 服部 照
瑞穂市立中小学校長 上水流 弘美

悪天候時における対応について

春暖の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、相次ぐ大雨や台風、竜巻など気候変動が激しくなっております。こうした気象状況及び子どもたちの安全を考え、悪天候時における学校の対応について下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 対応の対象となる警報

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」
※ それぞれ単独の発表で下記の対応となります。

※ **放課後児童クラブも同様の対応**とします。

2 通常授業の場合

- 登校する以前に「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表されている場合
 - ア 午前7時までに発表中の上記警報が解除された場合は、平常通りとします。
 - イ 午前7時より後で**午前11時**までに解除された場合は、解除1時間後より授業を開始します。
(午前11時解除を含む)
 - ウ **午前11時**より後に解除された場合は、休業とします。
- 登校後に「特別警報」が発表された場合
学校で待機させることを原則とし、諸状況を判断して、保護者への児童生徒引き渡しを行います。
- 登校後に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表された場合
 - ア 児童生徒を安全に帰宅させようと認めた場合、授業を中止して、速やかに職員及びPTA等の引率等による集団下校を行います。
 - イ 児童生徒の安全な帰宅が困難であると認められた場合、学校で待機させ、保護者への児童生徒引き渡しを行います。
 - ウ 児童生徒を安全に帰宅させようと認められるまで学校で待機させます。

3 午前授業の場合

通常授業、上記(1)イ・ウの「11時」を「8時」と読み替えてください。

4 留意点

- ・ 「特別警報」とは、これまでにない危険が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合に、ただちに身を守る行動をとる必要があります。
- ・ 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表されていなくても、気象情報や河川の状況等を考慮して休校、早退及び自宅待機の決定を行うことがあります。
- ・ 「雷」や「突風（竜巻）」、道路や橋等の破損、自家の被害が著しい場合は、保護者の判断で安全が確保されるまで自宅待機させることや、登校させなくてもよいこととします。
- ・ 下校に際しては、給食を食わずに下校することもあります。
- ・ 下校時間、下校方法については、学校から「すぐーる」にて連絡します。
- ・ 平成22年以降「岐阜・西濃地方」から「瑞穂市」と発表区域が変更されているので注意してください。